

## 第8回日野町議会定例会会議録

令和4年12月23日(第4日)

開会 9時13分

閉会 11時31分

### 1. 出席議員(13名)

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	安 田 寛 次	総務政策主監	澤 村 栄 治
厚 生 主 監	池 内 潔	産業建設主監	福 本 修 一
教 育 次 長	宇 田 達 夫	総 務 課 長	正 木 博 之
税 務 課 長	山 口 明 一	企 画 振 興 課 長	小 島 勝
住 民 課 長	山 田 甚 吉	福祉保健課主席参事	芝 雅 宏
子ども支援課長	柴 田 和 英	長寿福祉課長	吉 澤 増 穂
農林課課長補佐	種 村 善 之	商工観光課長	園 城 久 志
建設計画課長	嶋 村 和 典	会 計 管 理 者	山 田 敏 之
生涯学習課長	加 納 治 夫		

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	吉 澤 利 夫	総務課主査	森 岡 誠
--------	---------	-------	-------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 報第12号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日野町大谷公園野球場改修工事））  
〔質疑〕
- 〃 2 議第68号から議第83号まで（日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか15件）および請願第8号（国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書）について  
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 3 議員派遣について
- 〃 4 委員会の閉会中の継続調査について

## 会議の概要

－開会 9時13分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 報第12号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日野町大谷公園野球場改修工事））についてを議題とし、町長の報告を求めます。

町長。

**町長（堀江和博君）** 皆様、おはようございます。それでは報告の説明をさせていただきます。

日程第1 報第12号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日野町大谷公園野球場改修工事））。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決処分した事項は、工事請負契約の変更についてで、株式会社フジサワ建設代表取締役、藤澤正幸と工事請負契約を締結している日野町大谷公園野球場改修工事について、工事内容の変更を行い、請負金額を1億859万8,600円に変更し、令和4年12月15日に契約変更を締結したものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 以上で専決処分の報告が終わりました。

日程第1 報第12号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（日野町大谷公園野球場改修工事））についてを議題とし、これより質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** おはようございます。それでは、私からは、ただいまの報第12号、専第7号につきまして質疑をさせていただきます。

この内容につきまして、私、疑問に思うところは全くございません。金額につきましても500万円以内でございますので、専決処分としても何ら問題ないとは思いますが、締結日が12月15日であったということで、この日はちょうど予算特別委員会が議会のほうでも行われた日でございますので、既にそれ以前にこの件について

の計画であるとか、様々なことがもう決まっていたのであろうと思いますので、ありましたら、補正予算のほうに乗せて、議会のほうで審議を経た上で行うということも可能だったのではないかというふうに思うわけですが、この辺りについてお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** おはようございます。ただいま後藤議員のほうから大谷公園野球場の工事請負契約の変更についてご質問いただきました。

今回の変更にあたり、12月15日、予算委員会ということでございますので、その辺りで提案してはどうやったのかということでございますが、大谷公園の野球場の改修工事の予算につきましては、現計予算の中で変更が対応できる金額とはなりませんので、一定その部分については補正予算対応という必要はなかったということで、ちょっと提案をさせていただかなかったという状況になります。よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** 今までそんな大きな問題が起こったわけではございませんので、この専決処分というのはもう致し方ない部分がございますけれども、議会のほうとしても、専決処分ができるだけないということ、通年議会なども提案しておりますけれども、なかなか全議員の理解も得られないという状況でございますので、致し方ない部分は理解できますけれども、できる限りはやっぱり専決処分じゃなくて、議会のほうで審議を経てからという段取りになりますようにお努めいただければと思いますので、その点、よろしくお願ひいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

7番、奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** おはようございます。私のほうからは、工事内容のことと、それと提出いただいた資料のことなんですけれども、一番、資料について、一式ばかりで内容が分からないんですけれども。例えば町民さんが見られて、一式で。こんなの、僕らで言うたらお施主さんに見せても、一式って、これ、一体いくらなんって聞かれそうな。全部一式と書いていますやん。値段が分からないというのが1点目なんですけど。

それと、工事内容なんですけれども、前に大谷の体育館の工事をされた中で、図面があると思うんですけれども、入札された中で、もちろん業者さんも見に来られた中で見積りを出しておられると思うんですけれども、先ほど言われた配管の電気の線が下にあるとか、もしくは奥のネットが重機と干渉するのでめくらなあかんとか、そんなの業者さんが見に来たら、普通、この工事やったら当たるやろうとか、そん

なのは分かるはずなんですけども、何でこの間際になってから言われるのか、ちょっとこの辺の打合せというのかな。この間のこっちの太陽光の話ではないですけども、業者さんと役場の職員さんと、やっぱり内容的な話をちゃんとされているのか、ちょっとこの辺が。お金がかかるのはもうしょうがないと思います。掘って出てきたとか、そんなのもしょうがないと思うんですけども、こういう以前の図面とかそういうふうなのを見た中で、業者さんとしゃべって、こういう内容で工事していただきたいという話をされると思うんですけども、今になってから当たるさかいに追加、線が出てきたので追加。それで、この資料は一式って、ちょっと僕は納得いかないんですけど、その辺、教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 7番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま奥平議員のほうから、工事にあたり、以前の改修工事等の竣工図を見ているのかという点と、参考資料のほう、工事内容の関係でご質問いただきました。

まず、参考資料のほうの、いわゆる工事の一式というような部分につきましては、正直、細かい内容を書き上げさせていただくと分かりやすいんですけども、かなり莫大になるということで、当初のときも、今回つけさせていただいております形で書かせていただいて、添付資料で表させていただいて、細かい内容についてはそれぞれ、1番目ですと本部席建て替え工事で、主な内容を図面の横に書かせていただくというようなことで説明のほうをさせていただいていた状況ですので、そのようなことをご理解いただければと思います。

それから、過去の改修工事等の図面とかを見ているのかというようなところで。当然、今回の電気配管だけでなく、これまでの竣工図は確認した上でしております。ただ、電気関係については特に、過去から私もちらっと聞かせてもらっているんですけども、この位置に入っているやろうというような竣工図になっておって、実際に思ってもいないところに入っていたり、いわゆる深さというのが書かれていない。おおよそ位置が入っておるだけで、深さは、電力の場合ですと今、ハンドホールがありまして、その間でそれぞれ大体1メートル弱ぐらいの深さにあったりするんです。ただ、その深さで考えると、今回の基礎に、大体60センチぐらい擁壁の基礎が入っておりますので、干渉するはずがないんですが、実際に基礎を入れようと思って掘削したら当たってしまうというようなことが実は発生したということで、正直、電力はこの辺りに入っているけども、深さがはっきりと分からないという。当時、昭和62年度ぐらいに照明灯の工事をしておるんですけども、そのときの竣工図を私も見たんですが、位置だけと。位置についてもずれていたというようになっておりますので、過去の責任にするわけじゃないんですけども、今回工事をしてみ

ないと分からない部分があったということです。

あと、外野の防球ネットの部分です。当然、今回の改修工事にあたりましては、昨年度に設計業務を発注した上で、今年度に発注させていただいております。1つの考え方からすると、いわゆる施工の仕方とか業者さんの持ってきた機械の関係とかそういった部分でということもあるのかもしれないですけど、実際に私も歩いてみたんですけども、擁壁を設置してしまうと、ちょうど私の肩幅ぐらいしかないようなことになっておりまして。ただ、それが、いわゆる外野というのはくるっと円になっておる。一方、防球ネットというのは一定の間隔で立っておりますので、直線でネットは張ります。そういった部分も細かく見れば、確かに議員のおっしゃるとおり分かるはずじゃなかったかなというところで、その部分については、私もちょっと考え方的にどこまで見られていたのかなというので、こちらのほうも十分見られていなかったのかもしれないと言わざるを得ないんですけども。

1つにはやり方次第という部分もあったのかもしれないですけども、ただ、ネットのほうは今回、改修の予定をしていなかったのでも、無理して、できないことはなかったかもしれないですけども、万が一傷つくと、行く行く劣化がすぐに進んでしまいますので、そういった安全面を見て対応させていただいたというようなことでございます。ご理解のほうよろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** 歩いてみたも、今、課長、言われましたけど、業者さんとは一緒に話とかは全然されていなかったのか、その辺、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** 業者のほうとどうであったかというところです。

まず、昨年度の設計業務の際におきましては、一定設計が進んでいく中で、担当同士で打合せを何度かさせてもらいながら進めてきております。ただ、ちょっとその細かい部分の、どこまでの調整ができておったかという部分が、私も十分に把握できておりませんので、申し訳ございません。

それと、今年度、工事のほうを進めるにあたりましては隔週、いわゆる2週間に一遍、担当と業者が定例会ということで、順次打合せをさせていただいているという状況でございます。ただ、こちらでも工事を進めていく中で支障が出てきた形ということになっておりますので、そういった部分でその都度検討はさせていただいて進めておるという状況ではございますが、そこをどうするかというようなところも、工事が進むにつれて打合せを。全てを当初に全部把握した打合せというのは、全体的なこととなりますので、細かい部分につきましては、実際に進める中でこういう問題が生じているというようなことで、情報共有も図りながら進めてきたところで

ございます。

**議長（杉浦和人君）** 奥平英雄君。

**7番（奥平英雄君）** 業者さんに任せきりやなくて、常に役場の職員さんとしゃべっていただいて、太陽光も一緒ですよ。もう任しきりというのが後でこうやって、専決処分というのが出てくると思います。先ほど後藤議員も言われましたように、専決処分ができるだけないように、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思います。終わります。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

2番、山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 私のほうから、今の工事請負契約の変更について質問をさせていただきます。

まず、専決処分の上限金額500万円についての件です。変更前が1億362万円で、変更後が1億859万8,600円。この差額が497万8,600円ということで、専決処分ができる上限金額が500万ということで決められていて、ぎりぎりやなというのがまず印象に残りました。今までからふと思ひ返しますと、こういう大型工事に関して専決処分が行われていて、その上限500万円ぎりぎりの案件があったかなというのを思い出しました。私はこの変更工事の見積りについて、ちょっと正当性を伺いたいと思っています。

まずお聞きしたいのが、この見積りはどのような形で出してこられたのか。497万8,600円、変更工事に対してこの金額が出てきたのか。それとも総工事が、もともと1億362万円が1億859万8,600円の見積りに変わったのか、その点をまずお聞かせ下さい。

500万円ぎりぎりの見積りになっているわけなんですけど、これを超えての、ほんまはもっと工事に金額がかかったのに、要は500万以内に抑えてよねというところが懸念されるわけなんです。ほんまはかかっているのに、専決でいきたいから、これ、日銭、抑えてよと。そういうことはなかったでしょうねということ、まずその点だけ、大事なことなので。そこにあってはならないことが出てきますので、その点だけをまず確認させて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

建設計画課長。

**建設計画課長（嶋村和典君）** ただいま山本議員のほうから2点ご質問いただきました。

まず、変更に伴う見積りの正当性ということで、どのような方法でしてきたかということでございます。工事を進める中で、変更が必要な部分というのはその都度生じてきておりますので、今回の工事にあたりましては施工管理、業者のほうも入

れておりますので、まず施工業者のほうから変更に伴う見積りが上がってきます。そうしますと、施工管理の業者のほうで、いわゆる物価版とかそういったものと比較して算定を、いわゆるこちらサイドとしてやっていただきます。その金額と出てきている見積りがどうなのかという比較をさせてもらって、安いほうで採用するというようなことで。施工管理を入れていない場合も一緒なんですけれども、その場ですと町のほうが、いわゆる物価版とかそういったものを基に積算をして、それと見積りとを比較してどうなのかと、その都度確認させてもらって、低いほうを採用しますので、高いものについては、これはちょっと高過ぎるというようなことで、金額の正当性を見させていただいてしています。ですので、その都度変更が生じてきて、その見積りを積み重ねていくと。増もありますし減もあるというのが工事です。そこら辺をずっと管理しながらやっていくというようなことになっております。最終的にこの金額になったということでございます。

ですので、2番の、本当は500万を超えたんちゃうかというところなんです。実は、さきにご説明させていただいておりますが、外野の暗渠排水の根が入り込んでいたというところについては、まず点検をしてみて、改修が必要かどうかというところで、やり替えとなると暗渠排水、120メートルやり替えということになるので、当然、400万ぐらい増えるということになるので、実はこれ、11月に臨時議会がありました。その前でございましたので、まずは根っこを取り除いて、するすると抜けるか、10メートル弱ぐらいの根がびっしり生えておったので。それがうまくいきましたので、工事が安価に収まったというようなことで。

当然、私どもも業者さんのほうに無理をお願いするということは一切しておらず、超えるものは超えるで議会にかけていこうという方針でおりました。ただ、今回、そういう積み重ねで、ターニングポイントはあったんですけれども、最終的に国スポに伴う指摘事項等もありましたので、そこら辺をしていく中で、実は、最終のくりとしては四百七、八十万ぐらいだろうというところだったんですけれども、どうしてもやっぱり指摘事項のところを工事している中で、不足する部分があったので、最終的にはぎりぎりになったんですけれども、変更させていただいたという結果に今回はなっておるということで、業者さんのほうに無理を言うたんじゃないかというようなことは一切してきていないということですので、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 2番、山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** そういうことから、幾つも修正というか積み重ねの再見積りが出てきた足し引きをしてこの金額になりましたということで理解してよろしいですね。分かりました。

今答弁いただきました中で、大丈夫と思うんですけど、当初見積り、この1億362万の見積りの正当性。何が言いたいかという、工事が終わってから専決処分、500



万円あるので、その分の費用を頭に入れておいて、ちょっと安値でということはないと思っていますけど、あつてはならないことやと思うけど、考えられるので、前の議員さんも言われていたように、専決処分の在り方そのもののところが非常に問われてきますので、こういう話にはならないようにしていただきたいし、大事なことやと思っていますので、町のコンプライアンスに係りますので、その点をお願いしたいと思います。

立派な野球場ができていって、非常にスポーツ施設がよくなることは、日野町のスポーツ振興にも寄与していくと思われまますので、ここは要望として言わせてもらって、私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

日程第2 議第68号から議第83号まで（日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか15件）および請願第8号（国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** それでは、私からは令和4年第8回定例会における総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務常任委員会は、令和4年12月15日、第1・第2委員会室において13時59分に開会をいたしました。議会側からは委員長の私、後藤および野矢副委員長、以下委員全員と、オブザーバーとして杉浦議長、また、執行側からは堀江町長、津田副町長、総務政策主監、総務課長、企画振興課長、住民課長、長寿福祉課長、以下関係各課の職員が出席をされました。

委員長、町長、議長の挨拶に続き、付託案件の審議に入りました。

まず、議第68号、日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題として質疑を求めました。

委員より、条例制定後、オンラインでの手続はマイナンバーカード取得者に限られるのか。スマホ以外のパソコンからも手続ができるのかとの質疑があり、執行側より、オンライン手続は、スマホからは専用アプリをダウンロードして行う。パソコンの場合はカードリーダーを接続し、マイナンバーカードを挿入して行う。マイナンバーカードを取得していない人も、従来どおり書面での手続は可能との回答が

ありました。

次に、議第69号、日野町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題として質疑を求めました。

委員より、従来からの日野町条例の趣旨は生かされているのか。また、なぜ民間を含め統一されることになったのかなどの質疑があり、執行側より、今回の条例提案にあたっては、町の審査会で議論いただき、これまで町として個人情報保護に取り組んできた点を生かした内容となっている。また、行政、民間などによってまちまちの制度では、個人情報の保護に加え、国民の利益となるデジタルデータの活用に支障が出ることから、法律によって一本化された。また、個人情報の本人収集の原則、要配慮個人情報の収集、電子計算機等の結合の制限が国の法律では制限がなくなりましたが、必要に応じて町の審査会で議論を頂きたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議第70号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として質疑を求めました。

委員より、定年延長の給与水準は何を根拠としているのか。また、再任用の場合の給与の取扱いはどのようになっているかとの質疑があり、執行側より、給与水準は国の基準に合わせている。再任用の場合、職種により取扱いが異なるとの答弁がありました。

次に、議第71号、日野町の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を求めました。

委員より、経費の基準は何か。また、選挙用ポスターやビラ製作費用の上限はいくらなのかなどの質疑があり、執行側より、経費負担額の見直しは公職選挙法改正に伴うものである。また、ポスター製作費は1枚当たり541円31銭掛ける町内掲示板166か所分、また、ビラについては1枚あたり7円73銭掛ける1,600枚分となる見込みである。

委員長より、ポスターやビラの製作費用は、製作会社に対して支払われる。また、供託金は15万円で変更はないということですのでよろしいですねとの確認があり、議長からは、町議会議員選挙の公費負担は、立候補しやすい環境になるよう全国町村議会議長会から国に要望し実現し、それに合わせ供託金制度もできたところであるとの発言がありました。これに対し、執行側より、その認識で間違いなしとの答弁がありました。

続いて、議第72号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、議第73号、日野町情報公開・個

個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、議第74号、日野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第76号、日野町職員の給与に関する条例および日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についても順次質疑を求めました。

委員からは、職員はどの部署で人材が不足しているのか。また、藤澤前町長は自ら給与を10パーセントカットされていたが、堀江町長はカットしていない。どう思うのか聞きたいなどの質疑があり、執行側より、職員不足はどの課からも聞いている。その年度ごとの行政ニーズ、専門職員の働き方に応じて柔軟に対応していきたいなどの答弁があり、町長からは、前町長は給与カットを選挙公約に掲げ、それを履行されたと伺っている。現状ではカットは行っていないが、例えば新型コロナウイルス感染拡大に伴う施策の財源対応として全国各地で給与カットが行われたように、その時々状況によって判断したいとの答弁がありました。

以上で質疑は終了し、続いて、15時10分より討論に入りました。

討論では、共産党の加藤委員より、議第75号について、特別職は一般の給与水準よりも高い状況であれば見送ったほうがいいのではないかと考え、反対するとの反対討論がありました。

その後、採決に入り、議第75号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対して反対討論がありましたので、まず議第75号を除く議第68号、日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか7件について一括して採決を行い、賛成委員の起立を求めたところ、全委員起立の賛成により、可決すべきものと決しました。

続いて、議第75号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対して採決を行い、賛成委員の起立を求めたところ、賛成多数により、可決すべきものと決しました。

付託されていた9議案の審議が終了しましたので、ここで町長より挨拶を頂き、説明員退席のため、15時14分より暫時休憩といたしました。

15時24分に再開し、請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書についてを議題とし、請願審査に入りました。

まず、紹介議員に対し、趣旨説明を求めました。紹介議員である加藤委員より、個人事業主が白色申告する場合、配偶者等家族と一緒に働いても必要経費として算入されない。政府は青色申告するよう求めているが、申告の方法で差別することは許されない。2016年までに3回、町議会に請願書が提出されたが、第56条は不当な所得分配を防止するもの、第57条の青色申告をすれば経費で認められる等の理由に

より、不採択であった。ジェンダー平等が言われる中、明治時代の家父長制を引き継ぐものであり、時代遅れの条文である。海外からも女性差別と指摘され、日弁連も見直しを求めている状況で、県内でも幾つかの市町議会から国へ意見書が提出されているとの趣旨説明がありました。

これを受け、質疑や意見を求めました。

委員より、青色申告にすれば済むことであるのに、白色申告にこだわる事情は何か。また、帳簿をつけている事業者なら、青色申告にはすぐに対応できるはずである。また、白色申告の控除額はどれくらいなのか。また、この請願書には条文廃止と改善が同時に掲げているが、廃止をすれば改善はできなくなる。どちらを求めているのか。また、時代に合わないところは変えるべきと思うが、事前に調べたところでは、全国で青色申告者は256万人、白色申告者は383万人おられ、一定、白色申告でも構わないと考えておられる方がおられると思える。条文を見直すならば、この請願のように第56条のみではなく、第56条・第57条両方とも見直すべきではないか。また、もう少し時間をかけて審議する必要があるのではないか。また、第56条は恣意的な所得分配を防ぐためのものであるが、不公平感解消のために第57条があると考えている。青色申告を始めるための手続は決して難しくないなどの意見が出されました。

また、紹介議員からは、第56条について、第57条があるので事務上の問題点は難しくないかもしれないが、第56条の条文が持つ思想性が時代にそぐわないのではないかという点から廃止を求めている。請願内容を議会で手直しした上で意見書を作ることはできないかという意見がありました。これに対し、議長より、請願書は請願者の願いを表したもので、その請願者の思いは第56条の廃止と必要箇所の改正です。この請願内容を議会が勝手に変更して意見書を作ることはできないと見解発言がありました。

他に意見はなく、審議を終了し、15時57分に討論に移りました。

谷委員より、もう少し時間を置いて考える必要があり、継続審査としてはどうかと思うとの継続審査にすべきとの討論がありました。

これに対し、加藤委員より、これまで何回も請願を提出されたが認められなかったので、今回、請願書を提出されるにあたって、学習もされてこられましたので、賛成してほしいとの賛成討論がありました。

また、高橋委員より、青色・白色申告という2つの選択肢があった上で、事業者自身が選択して決めておられるものではないかとの討論がありました。

また、奥平委員より、今回で4回目の提出なので賛成してほしいとの討論がありました。

他に討論はなく、16時3分に採決を行い、継続審査を行うことと決しました。

続いて、委員長より、請願内容について理解できる部分はあるが、もう少し時間をかけて調査研究が必要と考える。調査研究について、次回定例会の本委員会で行う方法もあるが、閉会中審査として行う方法もあるとして、閉会中審査の承認について賛成の委員の起立を求めたところ、起立全員であったため、閉会中の審査を行うことについては承認されました。

また、調査研究に係る請願者の参考人招致について賛成の委員の起立を求めたところ、起立全員であったため、調査研究に係る請願者の参考人招致についても承認されました。

以上で今定例会における総務常任委員会の全案件についての審議および審査が終了し、16時10分に散会いたしました。

なお、今報告させていただきましたとおり、継続審査というふうに委員会内で承認を得ましたこの請願の審査につきましてですけれども、この後に行われます採決によりまして採択となった場合には、請願の審査も勉強を続ける必要がなくなりますので、閉会中の審査のための委員会開催は見送りとさせていただき、同時に、参考人の招致も見送らせていただく意向であることをお伝えしまして、以上、令和4年第8回定例会における総務常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、産業建設常任委員長 10番、中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** それでは、令和4年第8回日野町議会定例会、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

去る12月16日午前8時56分から委員会を開催いたしました。委員全員と執行側および堀江町長をはじめ関係各課職員の出席の下、町長、議長の挨拶を受けました。

本委員会に付託がありました議案は4件であります。また、そのほか雨水排水計画の現状と課題について調査研究を行いました。

議案の説明は先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第78号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑に入りました。

委員より、農業集落排水事業が令和5年度から公共下水の企業会計になるということで条例改正がされるということであるが、事業も農村下水を公共下水につながるように一般の方は思われるが、その点はどうか。産業建設主監より、農業集落排水事業は、処理場9か所で適正な管理に努めている。将来的な滋賀県の構想では、日野町の場合は27年度をめどに公共下水につなげていく計画であるが、最終決定には至っていない。会計を1つにするということであるので、住民への周知方法について検討していきたい。

委員より、小さい町では、個別の浄化槽のほうが町にとってはありがたい部分が

ある。その中で、統合された後、浄化槽を下水道化に進めていくのか。また、公共下水のほうが集落排水よりも管路の更新などが多く、そちらにコストが取られて、農業集落排水のほうの管路変更が遅れるのではないかと心配するがどうか。産業建設主監より、浄化槽区域もあるので、そこについては適切な管理に努めていただくということで、町のほうも考えていく。管路の更新については、既に下水が接続されてから30年ほどたってくると、管路の耐用年数が40年、50年といっても、土圧などにより管が割れることも考えられる。現在、大きな管路の更新の工事には入っていないが、今後出てくる可能性もある。その辺が農業集落排水事業のほうにどう影響するのか。将来的に考えると、処理施設についてもいつかの時点で公共下水につないでいく選択を考えていかなければならない。投資の部分と、これから施設更新の費用対効果、費用比較をしながらその時期を見極めていくとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次に、議第79号、日野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、ダイフク事業者のどれぐらいのパーセンテージが公共下水につながるのか。また、処理水の水質など、事前に確認をされているのか。産業建設主監より、今回、日野北第4負担区として、ダイフクの区域116ヘクタールを区域として定める。全体の40パーセントを今回負担金として頂く。順次、接続工事をされる。処理水の確認等については、県の流域下水道に汚水を流す基準が決められており、基準を満たしているか、事前にダイフクから専門水質機関の数値の結果をもらっているのか、確認の上、県に提出している。

議長より、46.7ヘクタールで380円を掛けたら、1億6,200万円合っているのか。産業建設主監より、1回分だけを当初予算で見込んでいたので、それが約1,500万。今回の1億6,200万円を合わせて1億7,700万円余りということであるとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次に、議第81号、令和4年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたしました。

委員より、集落排水事業の不祥事の進捗状況について聞きたい。日野町の状況を教えてほしい。副町長より、現在、第三者検証会議のほうで様々ご意見を頂いており、改善に向け、取りまとめをしていただきつつある。年度内には提言を頂き、これを町役場のほうでどう受け止めるのか、その辺りについて、一定の方向性を議会にも説明できる機会をつくっていきたいと考えている。

ほかに質疑なく、次に、議第83号、令和4年度日野町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑に入りました。質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、討論に入りました。討論はなく、一括採決を行い、議第78号、日野町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件は、全

員賛成により原案どおり可決することに決しました。

続いて、雨水排水計画の現状と課題について調査研究に入りました。

担当課より資料の説明を受けた後、自由討議を行いました。

委員より、現在、上岡本町会議所から工事が行われている。雪が降ったときに、雪をどける場所がないという苦情がある。蓋が開くようにできないか。産業建設主監より、雪解けの柵については、国の補助対象に乗るためには一定区域、エリア内の中で水路整備をしていくのがメインである。集水柵の雪解け対策については難しい。

委員より、この1年でできる事業の範囲というのは、国の社会資本の予算を目いっぱい使ってやろうとしているのか。それとも、その設計に今これだけしかかかれないのか。予算であるのか、設計にかかれる人手の問題なのか。産業建設主監より、例えば大窪の上岡本町から小林電機さんの間は前年度からの繰越し事業である。早く発注したい思いはあったが、他の事業でのトラブルも多かったので、発注時期が遅れた。職員についても目いっぱい頑張っている状況で、両方の意味合いがある。

委員より、大窪第1幹線で県道のほうに向かって流している排水を、出雲川に向けて新たに排水ルートを作ると理解していいのか。上下水道課より、旧平和堂北側のルートになり、小学校の歩道の下にある水路のほうに県道を使ってつなげていく。出雲川のほうに流れる計画となっている。

委員より、出雲川のほうに向いていくと、浸水地域のほうに向かっていく。しかも、排水計画をつくれぬ地域が多い。心配はないのか。産業建設主監より、基本的な考え方は、出雲川に流す量を落としていくことを念頭に置きながら対策を講じている。ご心配については、下流のほうを整備されていくと実感いただけると考えている。

委員より、今年も大窪の信号付近であふれていた。2年前のような噴水にはなっていないが、いつ改良されるのか具体的には分からず、同じことを繰り返すので、本格的に改良されるまで、応急処置とかはできないのか。建設計画課より、応急的な対策として、排水断面が直線になるよう板を設置した。抜本的な対策は県に要望したい。

委員より、雨水排水事業に関連して、工事にあたって、家の中をチェックされ、工事が終わってもチェックをしていただいた。家が傾かないようにだと思いが、何かあった場合の対処はされているのか。上下水道課より、掘削断面で45度ラインというのがあり、その中のラインに建物が入ると、基本的に対象になって、工事に入る前の高さ、傾き、下がりとかの部分を見せていただき、工事後も同じように測るという形で、何も変わらなければ工事の影響はないと判断している。もし変わっていれば補償が必要となってくる。今のところ大きい問題にはなっていない。

委員より、市街化区域でなく、調整区域でもたくさん浸水するところがある。そういうところについては、どのような形で対処していくのか。建設計画課より、町単独改良事業ということで、各集落から要望いただき、道路側溝を直す事業を行っている。単独の対応となるが、その箇所ごとで有効的に使える補助事業を使って整備をしている。

委員より、それぞれ下水も上水も水道もあり、雨水排水の水路を設計していくのも大変だと思うが、現場の人員体制は整っているのか。産業建設主監より、上下水道課だけでなく、課を超えた連携もしながら、総力を挙げてやっていく。経験をした技術の職員が欲しいのが実情。人員の体制を整えていくことも重要と考えている。

ほかに意見なく、調査研究を終了いたしました。

最後に、町長より挨拶を頂きました。

以上で会議を終了し、午前10時50分、委員会を閉会いたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、厚生常任委員長 13番、池元法子君。

**13番（池元法子君）** それでは、令和4年第8回12月定例会、厚生常任委員会委員長報告を行います。

当委員会は、12月16日金曜日午後2時より、委員会室において、議会より委員全員、執行側より堀江町長、津田副町長、澤村総務政策主監、池内厚生主監、福本産業建設主監をはじめ、住民課、福祉保健課、長寿福祉課、上下水道課、税務課の課長、参事、課長補佐、主任の出席の下、会議を行いました。

当委員会に付託された案件は2件であります。

議案の説明については、先の議員全員協議会において受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第77号、日野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、今回の条例改正で、技能労務職員という呼び名をなくすということなのかとの質問に、当局より、今回、簡易水道事業に地方公営企業法の全てを適用することから、条文については削除することとなるが、水道事業会計で定められている条例、規則等を適用することとなり、技能労務職員という呼び名は今後も存在するとの答弁がされ、また、別の委員より、簡易水道が統合されると、甲賀水道との統合だけが課題に残るが、その見通しは。水道工事の指名業者数について、緊急対応が求められることの多い水道課の職員体制についての質問が出され、当局より、本来、水道法の趣旨からすると、設置事業者が責任を持って給水することが根本にある。甲賀市とは年に数回協議を行っており、今後、配水管の布設替えの日野町の対応等、現在協議中である。入札業者については、来年度から5者で入札が実施で



きる見込みである。公道での交通誘導については、位置的に講習の要否等、現在、資料等を集め、検討中である。経費節減については会計年度任用職員の活用、水道部分の共同購入などの検討をしているところとの答弁がされました。

そのほか、水道事業における町長の役割についての質問、答弁がございました。

次に、議第82号、令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑に入りました。

委員より、後期高齢者保険者努力制度交付金について質問が出され、当局より、現在、後期高齢者広域連合から、高齢者の健康づくりと介護予防の受託事業を令和3年度より町で進めている。令和3年度では県内12市町が受けており、6年度からは全市町が取り組むこととなる。国の後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ交付金があり、日野町が令和3年度の事業を行ったことで加対象となり、町へ交付金が交付されることとなるとの答弁があり、また、別の委員より、介護給付費準備基金積立金について、約4,500万円であるが、積立てが可能となった理由、介護保険の財政状況、8期における料金設定はとの質問に、当局より、今回の積立金については、予算歳入の前年度繰越金を充当した。現在、第8期介護保険事業計画の2年目、中間年度となる。初年度の3年度も、今年度上半期ともコロナ禍や認定率もあり、給付の伸び率は想定を下回っており、繰越金の4,500万円を基金積立金として予算計上を行いました。第8期の保険料については、月額6,200円を基準とし、年間7万4,400円としており、今年度の基金積立額の見込みの2億5,776万5,000円は、5年度策定する第9期計画においての活用を念頭に置いて進めたいとの答弁がされました。

他に質疑なく、質疑を終了し、一括討論に入り、討論なく、一括採決を行い、全員起立により、議第77号、日野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件については、原案のとおり可決決定すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託がありました案件の審査を終了し、続く調査研究のため、説明員交代のため暫時休憩とし、その後、国民健康保険の動向および財政状況について調査研究を行いました。

住民課長より、被保険者・世帯数とも減少傾向にあること、療養諸費用が医療ニーズの増加等により、来年度国保事業納付金標準保険税率の仮算定が示され、来年度の国保税の引上げ改定は不可避と考える旨の報告説明がされました。

その後、自由討議に入り、委員より、資産割について、また、国民健康保険の被保険者の若い人の割合、出産・子育て応援交付金の制度について先行して実施してもよいのではないかと。医療費の増加のピークアウトについて、国防費のために増税の動きもあるが、一番に国民の生活保障が大切。住民に理解される料金設定にすべ

き。激変緩和措置の延長を国へ要望できないか等々活発に意見が出され、それぞれ当局よりの考えを述べられました。

コロナ禍、物価上昇、生活が苦しい中、引上げについては何とか回避してほしい。保険料水準の統一についても、6年度以降というだけで期日の定めはないので、できる限り延長を望む。国への激変緩和措置についても、引き続き要求してほしい。県の基金充当など、引上げ回避についての努力を求め、調査研究を終了いたしました。

その他として、委員より、9月議会で提案された猫の飼い方について、迷惑行為の解消、町への対応を求める意見が今回も出され、当局からは、9月提案以降、町のホームページに猫の飼い方や飼い主の心構えを載せたことや、直接住民からの苦情は今届いていない旨の発言があり、委員より、他の市町にあるように、迷惑行為には適切な指導を行うとしているところもあり、もう少し親切な対応を求められました。

午後3時43分、町長挨拶を受け、当委員会を閉会いたしました。

これで厚生常任委員会委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、予算特別委員長 8番、山田人志君。

**8番（山田人志君）** それでは、令和4年12月定例会における予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

日時は12月15日午前8時55分から、出席者は、議会側が委員全員とオブザーバーとして議長に、そして執行側は町長、副町長、教育長ほか担当職員の皆さんの出席を頂きました。

8時55分に開会し、町長、議長から挨拶を頂いた後、付託された議第80号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、審査を行いました。

まず、前半として議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費について執行側からの説明を受け、その後、質疑に入ったところ、委員から、太陽光発電の会計検査について、仕様書に照らして確認すれば分かるはずであるが、今頃判明するのはどうということかという質問に対して、総務課からは、施工は設計どおりであったが、3日間の災害対応の仕様が設計に反映できていなかったという答弁でした。

また、別の委員から、設計にあたり、財政部局から建設部局に確認することはなかったのかという質問に対して、総務課からは、当時の建設計画課には建築の技術職員が在籍していたが、電気工事に関しては専門的な部分を業者に任せていたという事実があって、その事実を重く受け止め、今後注意していきたいというご答弁でした。

そして、別の委員から、民生委員・児童委員の改選が、交代期でもあるので、その結果、男女比とか新旧の比率、年齢層がどうなのかということに加えて、新

生児訪問は女性だけでなく男性の委員も参加しているのかという質問に対して、厚生主監からは、民生委員・児童委員の男女の内訳では男性35人、女性36人。新旧の比率では新任が45人、再任が26人。平均年齢は66.8歳で、さらに、新生児訪問につきましては、担当地区の民生委員が訪問されているということでした。

そして、別の委員から、太陽光の追加工事に関して、平成28年度という、立て続けに様々な事案が発生した時期である。その後のチェック体制について、どのような措置を講じたのか。また、今回の事案に対する関係者の処分はどのようなのかという質問がありましたが、これに対して、総務課からは、業務多忙というところがあって、コミュニケーションが減っているというのが一因かと思われる。今後は組織目標を立てて、自分の仕事のみならず、他の職員の仕事も気かけ、組織目標に向かうことができるよう体制を構築していきたいということでした。また、職員の処分は考えていないという答弁でした。

これに対して、処分を検討していないのは理解できないという再質問があり、それについて、総務課では、処分については組織内で相談をしたいというご答弁でした。

また、別の委員からも、太陽光発電設備の追加工事について、完了予定はいつ頃になるのかという質問に対して、総務課からは、電子部品の供給が遅れている現状があるので、年明け1月に発注したとして、7月ぐらいには完了できたらと考えているということでした。

そして、副委員長からですが、民生委員・児童委員の推薦を区長さんに依頼されている中で、若い人を選んでほしいという依頼を受けて、区長さんが困っておられるという質問があって、それに対して、厚生主監からは、区長に推薦をお願いしているが、65歳まで仕事をされる方が多いので、受けていただけないことが多くなっているということでした。なお、推薦にあたっては、年齢を問わず推薦をお願いしているということでした。

さらに、別の委員からですが、民生委員・児童委員の担当エリアの決め方、カバーできていないエリアはないのか。また、新しいエリアの担当はどのように決めているのかということに対して、厚生主監からは、担当エリアは自治会が基本となるが、複数の自治会を掛け持ちで担当いただく場合もある。新設された自治会については、隣接する自治会と併せて担当していただいているというご答弁に対し、委員から、地縁のない地域の場合は、民生委員・児童委員にとって負担になるのではないかと再質問があって、厚生主監からは、エリアを別途設けることは制度上可能であるが、どのような手法を取ったとしても難しい状況になってきているというお答えでした。

また、別の委員からなんですが、自立支援医療費支給事業に関連して、日野町で

人工透析を受けている人数はどの程度かということに対して、福祉保健課からは、全数は把握していないが、当該事業の対象者は3人だったということです。

ここで説明員交代のために暫時休憩し、再開後は後半として農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費について執行側からの説明を受け、質疑に入ったところ、まず、委員から、寄附金が充当される小学校管理運営事業の備品購入については遊具に充当するとの記載があるが、既に決まっているのかということに対して、教育次長からは、遊具を中心として各学校に必要なものを確認しているということでした。

また、別の委員から2点質問があつて、農業委員会運営事業において、タブレットを15台購入とのことであるが、農業委員と農地利用適正化推進委員の数を足すと、足りないのではないかと。2点目としては、図書館の繰越明許費について、半導体の納期が遅れていることが理由であるが、予定どおり入ってくる見込みはあるのかということに対して、1点目は農林課から、農業委員15人に対して1人1台と、適正化推進委員分として2台、事務局分を2台と想定しているということ、そして、農業委員と推進委員とで班を編成して、農地利用に係る現況確認のパトロール、あるいは転用申請のあった土地の確認の際にタブレットを活用するほか、毎月の会議での活用も検討したいということでした。2番目については、図書館長から、半導体不足の問題については現段階で明確な予定は申し上げられないということでした。

また、別の委員からですが、小学校管理運営事業の工事請負費について、雷によって故障した西大路小学校体育館の消防設備の更新について、特定財源の内容は何なのかということに対して、教育次長から、各種保険給付金で184万8,000円を計上しているということでした。

そして、また別の委員から、関連して、小学校管理運営事業について、必佐小学校の太陽光発電設備が乗っている屋根の雨漏りが続いているので、今回の追加工事の際に原因を確認していただきたいという要望がございました。

そして、また別の委員から、補正予算の関連ということで3点ご質問がありました。1点目は燃料代高騰に伴う光熱費の増加が心配される中で、新年度の予算編成への影響についてはどうか。2点目、給与費明細書に町長部局と教育委員会部局の人数を分けて記載することはできないのか。3点目は、新年度予算で新規採用を見込んで計上したが、実際には採用できなかったため、減額するものはないのかということについて、それぞれ総務課から、1点目について、光熱水費が高騰しているが、当初予算については、現段階における予測に基づき計上せざるを得ないということ。2点目について、給与費明細書の内容は、総務省令で定める様式に基づいて作成しているので、様式の変更はできない。3点目、採用予定について、見込みで人数を計上しているので、内定辞退などによって実際の採用人数が少ない場合は減

額となりますということでした。

また、別の委員から、事務局運営事業の需用費で、旧鎌掛小学校は3日間ほどライトアップされていたが、もし校舎の電気が使われているならば、費用負担を求めることになるのかということについて、教育次長からは、旧鎌掛小学校について、仮に夜間に校舎の電気が使用されているということが分かれば、徴収すべきものは徴収する方向で検討したいということでありました。

最後に、副委員長から、農地の地番図ソフトについて、これはシステム変更なのか、データの更新によるものなのかという質問に対して、農林課からは、地番図ソフトは全国の農業再生協議会で整備され、日野町農業再生協議会でも活用していて、OSのアップデートもあって古いデータを最新のものに更新するものであるということでした。

これに対して副委員長から再質問があって、地番図は税務課にもあって、税務課とのデータの連携は図っているのかということについて、農林課からは、税務課との地番図の連携は図っていないということでありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決に入ったところ、起立全員により議第80号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第7号）は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

そこで、町長から挨拶を頂き、10時55分に閉会しました。

以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員長 3番、高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** それでは、令和4年第8回定例会における議会広報常任委員会について報告いたします。

去る12月8日午前9時より、第1委員会室におきまして議会広報常任委員会を開催しました。出席委員は7名全員で、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。事務局からは吉澤局長と奥野広報担当職員に出席いただきました。

委員長、そして議長挨拶の後、議会だより第21号の発行と掲載記事の内容について協議いたしました。なお、議長ならびに局長におかれましては、公務のため、議長挨拶の後、両者退席されました。

今回も全24ページを使って記事を掲載することになりました。まず、表紙の写真について意見を求めましたら、委員より意見がいろいろ出てきまして、結果として、11月22日夜に日野公民館ホールにおいて行いました議会と住民との意見交換会の様子の写真を掲載することとなりました。そして、この意見交換会は、40席用意したんですけども、ほぼ満席となりまして、予想以上に多くの方より意見が出ましたので、表紙の次に2ページを設けて記事を掲載することにいたしました。

次に、決算特別委員会の報告の記事を載せて、その後に常任委員会と特別委員会の6つの委員会について、委員長報告を簡略化して掲載することにいたしました。

次に、各議員の一般質問とその答弁については、要点を絞って掲載することになりました。

次に、12月議会に提案された議案とその結果についておよび11月4日に開催されました臨時議会の結果についてを見開きの2ページにまとめて掲載することになりました。

最後に、裏表紙に当たる24ページですけども、カラー印刷ということで、議員として参加した事業やイベント等について、写真を併せて掲載することにしました。

その他、議員は議会と委員会のほかにも町の各種行事や事業に参加している関係もありまして、そのことを町民に知っていただくためにも、今回も議員派遣一覧表を掲載することといたしました。

これら各記事について担当委員を決めるとともに、第21号の発行日は令和5年2月15日付とすることで確認をいたしました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて委員全員了承を頂き、次回の委員会は12月26日午後からと決定しました。

委員長挨拶の後、午前9時56分をもって委員会を閉会いたしました。

以上、令和4年第8回定例会における議会広報常任委員会についての報告とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、地方創生特別委員長 2番、山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** それでは、令和4年度日野町議会第8回定例会、地方創生特別委員会委員長報告をさせていただきます。

日時は、令和4年12月19日午前8時58分から、委員会室で開催いたしました。議会側は委員全員出席し、執行側より町長、副町長をはじめ関係各課の出席の下、会議を始めました。

今回の地方創生特別委員会では、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略（第2期）施策検証結果報告と重要業績評価指標の改正の説明を受け、その後、幹線道路の現状と今後の取組について、企業誘致と町内商店業の現状と課題について、今年度に行われる地方創生推進交付金事業およびデジタル田園都市国家構想交付金事業の施策の進捗状況を順次確認していきました。その後、協議事項として、提案型の地方創生推進について、9月議会に引き続き、政策案の検討協議を行いました。

まず、調査研究事項の1点目、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略（第2期）施策検証結果報告と重要業績評価指標の改正について、企画振興課長、企画振興課課長補佐より説明を受けました。

委員からは、検証結果において、今後の取組について注目をしている。結果を踏

まえて、今後どうするかが大事なことだと思う。今後の取組における点数評価が低い点について、どう考えるか。また、施策ごとのK P Iは必要なのかとの意見が出され、年度途中でも柔軟に見直していいのではないかと質問や意見が出されました。企画振興課からは、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略の今後の取組において、ほとんど3または2という厳しい評価を頂いている。担当課も一緒にディスカッションした中で議論していき、今後の取組に生かしていきたい。K P Iの必要性については、ご意見を頂いたことを検証委員の方にもお話しさせていただき、どういった形がよいのか相談していきたいと答弁されました。

続いて、幹線道路の現状と今後の取組について、建設計画課長より説明を受けました。

委員から、名神名阪連絡道路について、来年2月3日に開催される説明会の規模、対象者はどうなのかという点。主要地方道石原八日市線については現在工事が進行中も、現場事務所が撤去された状態であり、今後どうなるのか。町道西大路鎌掛線は予定どおり進んでいるのか。西大路側の交渉状況はどうなのかなどの質問が出ました。

建設計画課より、来年2月3日に開催される名神名阪連絡道路説明会は、林業センターで住民を対象に行われる。説明会については、各関係市町で開催されるようになっており、内容については、道路交通課題についての意見を吸い上げると聞いている。ルートにつきましては、まだ町の方にも示される状況ではなく、今後、意見を聞く中で進めていくことになるかと回答されました。

主要地方道石原八日市線は、業者の切替えの時期ということで、現場が止まっている状況である。工事も段階的に進んでいくため、今後、新しい工事が発注されたら状況を報告していきます。町道西大路鎌掛線は、現在工事の進捗状況はおおむね65パーセント程度である。今後は、雪の影響も考えられるが、年度末までに今の工事が完了できるように進めていく。交渉の状況については、8月に行った後、今月の21日にも話しに行く予定であると回答されました。

続いて、調査研究事項の3点目、企業誘致と町内商店業の現状と課題について、商工観光課長より説明を受けました。

委員より、鳥居平工業団地で操業を開始された豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社の騒音などについて、住民の方から問合せやクレームがないか。あと、豊通ペトリサイクルシステムズから国道307号へ出る間の道路状況について。また、国道307号の渋滞が緩和されているが、何か対策の効果が現れているのか。

また、議長からは、これまで企業の土地の拡張についての意向調査などはしたことがあるのかなどの質問が出ました。

商工観光課、建設計画課からは、豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社の騒

音については、地元の方から騒音などのクレームがあったという話は聞いていない。道路の整備状況については、町道があり、下水道工事の区間については上下水道課で舗装、復旧している。下水道が入っていないところについても、町道の補修事業で改良しているので問題ない状況である。国道307の渋滞緩和は、ダイフクさんの通勤時間帯の調整と、日野徳原線のバイパスへの交通の流れも影響してきているのではないかと考えている。企業の土地の拡張に伴う意向調査については、第2工業団地企業協議会の会議など、定期的に企業の意見を聞く機会はあるが、意向調査やアンケートは行っていない。今後、町内企業の要望に応えるよう対応を検討していくと回答されました。

続いて、令和4年度地方創生推進交付金事業およびデジタル田園都市国家構想交付金の事業の進捗について、企画振興課より説明を受けました。

9月に行われたわたむき自動車プロジェクトの実証実験結果や、来年1月実施予定から3月開始に延期になったオンデマンド交通の実証実験について質問が出されました。

委員から、オンデマンド交通の乗降場所、利用者がゼロになった場合、また、逆に利用者がイベントなどによって異常に増えた場合の対応、また、異常気象になったときの対応など、質問が出ました。

企画振興課主任より、乗降場所については、一般的な路線バスの運行とは異なり、区域型運行というような運行となります。これは、基本的にタクシーと同じ考え方で、どこで乗り降りするかという規制などはないが、乗降場所の目印を設定しないといけないこととなっている。警察と協議し、設定場所が危険場所という指摘を頂いた場合には、再度検討していくこととなります。

利用者がいない場合については、基本的にその日の運行はなしとなるが、当日予約も可能なので、どこかで待機の形を取ることとなります。逆に多い場合、利用者5人の車両と利用者3人の車両2台での運行となり、この人数、11人が最大となります。この人数で輸送できない場合には、2回に分けるなど、時間調整の形を取ることとなります。

異常気象の場合は、運行を管理する責任者が運行可否の判断をされ、人命に関わるという判断になったときには、運行は全面的に中止されるというような形になります。そうなった場合には、町からも「日野め〜る」を含め、様々な形で住民の皆さんにお知らせしていくこととなります。

最後に、南比都佐線、中山線につきましては、路線バスが不便な地域となっているので、このオンデマンド交通を利用していただき、皆さんに移動してもらいやすい環境をつくっていききたいと答弁されました。

休憩の後、地方創生特別委員会から、提案型の地方創生として政策を提言してい



こうと私、委員長より、少子高齢化による人口減少から見えてくる町が抱える課題と解決に向けた取組として、6つの案を提案させていただきました。

1つ目は、地域の担い手を発掘する。2つ目は、関係人口を増やす。3つ目は、若者に日野のまちづくりの過程を知ってもらう。4つ目は、住民自治を大切にしたい地域活動を行う。5つ目は、地域循環型社会・地域循環型経済を構築する。最後の6つ目は、財源を確保する。これらの6つの説明をし、各委員から意見、考えを伺いました。

自由討議の中で、各委員から、行政の役割、民間の役割を整理する必要がある。移住された後のフォロー体制も必要。学校給食の米飯食の比率を増やす提言はどうか。空き家の利活用で、伝統的な木造住宅でのリモートワークはどうかなど、多岐にわたる様々な意見を頂戴しました。また、最後には、地方創生特別委員会での成果物として、このような提言をしていって足跡を残すことがまず大事だと思うとの意見も頂きました。

これらご意見を取り入れながら、次回3月定例会に最終提言書としてまとめていくことを委員長からお答えさせてもらい、11時40分に終了いたしました。

以上をもちまして、地方創生特別委員会の委員長報告を終わりにします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、議会改革特別委員長 1番、野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** それでは、議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

まず、休会中に、去る11月17日には日野町農業委員会との意見交換会を開催いたしました。また、11月22日には「議会と住民の皆さんとの意見交換会」と題し、多くの方にお越しいただき、多くのご意見を頂きましたことをまずご報告いたします。

さて、去る12月19日、第8回定例会の議会改革特別委員会を行いました。場所は委員会室で、出席者は委員全員、執行側からは総務政策主監、総務課長、企画振興課長、また企画振興課主任にご出席いただき、オブザーバーの議長は欠席という中でスタートいたしました。

まず、行政と議会のデジタル活用実証実験というものを現在行っておりまして、その総括ということを行いました。

まず、議会が実証実験を行っていただいている側ということで、山形巧哉氏から実証実験の提供を受けているということで、ビデオメッセージも頂戴いたしました。内容として、まず議員全員がパソコンを持つことによってどうなっていくのか、何が課題になるのかということを実証実験の題材にさせていただいて、議会としては、全員がパソコン、またデータ共有をできる環境整備という恩恵を受けた、そういうような流れであります。ビデオメッセージとしては、今年度でもう終わるんですが、このデジタル活用というものを使って、非常に多くのことをできていきますという

ような話を再度頂きながら、感謝とともに、町の課題解決へ向けて、学生とアプリ開発を現在行ったりして、高校生とかと町の課題を解決するような、そんなことまで行っているというような話も頂きました。また、デジタルによって何かを行っていくということを若者に任せっ放しにせずに、議会としても他人事ではなく、積極的に取り組んでほしいというメッセージも頂き、ビデオメッセージを終わりました。

こういう中で、次年度以降もデジタル活用を進めていきたいという意向をお話しし、委員全員からは、おおむね異論のない中でご意見を頂戴いたしました。現在、一番いい契約のプランを実証実験としていただいているので、できるだけ安いプランで利用していこうというようなお話をさせていただきました。

ご意見として、どうせ使うなら、議会に特化しているSideBooksというサービスを導入してもいいのではないかと。また、ポケットWi-Fiを現在使っていますが、これは人によって利用頻度が変わるので、なくてもいいのではないかとというような話を頂きました。そして、パソコンを使っていくことは必要だとは思いますが、導入していくにしても、紙を残していただくという選択肢を持ってほしいという話も頂きました。そういう中で、特にWi-Fiについては、必要な方だけ貸し出したり、役場4階でもWi-Fiが使えるようにしたり、また、スマートフォンを使うなどの方法があるのではないかとという提案も頂きました。

そういう中で、意見としては、行政機関の建物にはWi-Fiが飛んでいるということが、今後を考えても必要なことではないのかということで、それを考えると、Wi-Fiの経費というものも予算の中にも含んでしまってもいいのではないかとご意見も頂きながら、行政側からは、議員活動をする上で一定の条件整備というものは必要ではないかという意見を頂き、ただ、現状では役場全体にWi-Fiをしっかりと整備するということはすぐには難しいので、Wi-Fiの有無ということも、議員活動に差が出ないようにポケットWi-Fi、また必要な経費は予算から見ていきたいというご意見を頂きました。必要のない方についてはポケットWi-Fi分を省いていくというような順序で考えていくということをお話ししました。

また、来年以降は、このような形でパソコンを使ってデータ共有をしていくということを進行していけるようにお話を進めました。

そして、来年度以降、その流れの中で、取組として、今まで事務局と議員全員はファクスでつながっているというようなことがまだあったんですが、これを、できるだけ早い段階でファクスをなくしていくということで、事務局負担も軽減していくことを話し合いました。これについて、メールで対応していくということなので、それぞれメール対応ができた時点からファクスをなくしていくというようなお話でございます。

これも全員異議なしで進めていきまして、また、この実証実験の中で、アンケートフォームというものをGoogleを使って作成して議会広報に載せるということを9月の広報から行ったわけですが、その結果、アンケートにお答えいただいたというものも皆さんで共有して、今後も続けていこうというような形で共有をいたしました。

また、次の話題としまして、監査委員の選出方法について意見交換会を行いました。

現在、日野町の監査委員に、議会から、議員選出の監査委員というものが1人出しています。外部からの監査委員が1人おられる。合計2人という状態ですが、議会から監査委員というものを果たして選出するというのが、メリット・デメリットというのはどのようになっているのかということを確認し合いながら話を進めました。

まず、行政側としては、議会から選出されないとしても支障はほぼない。監査委員事務局としても支障はないということでしたので、じゃ、議会としては監査委員がいるほうがいいのか、いないほうがいいのか、どのようなメリット・デメリットがあるのかというご意見に集中し、議会から出ていることによって、その議員の得た知見とかを議会でもまた生かすことができるのではないかなというご意見を頂く反面、また、監査をするということに関しては、監査に精通した人がなるべきではないのか。また、予算に関わっていない人が監査委員になるべきではないのかなど、様々な角度から意見を頂戴しました。

そして、実際は、地方自治法でこのような定めがあるわけなのですが、地方自治法で議会から監査委員を出すようになった経緯について、詳しく共有してからご意見を話し合ったほうがいいのかということをご意見いただきました。そして、その経緯についてですが、議会から出すというそもそもの経緯は、その場ではちょっと分かりかねまして、ただ、今後、議会から出さなくてもいいというふうに変った経緯というものは分かりました。それは、監査機能の役割分担を踏まえて、それぞれの地方公共団体の裁量で分離することができるようになったというような経緯だと分かりましたが、もともとなぜなのかということも踏まえ、これは早々にご意見をまとめて、着地をさせるという急ぎのものではないかなというような判断をいたしまして、じっくりと話し合っていくべきとして、次回へ調査を継続するという事にいたしました。

そして、3つ目には組織団体との意見交換会についての情報を共有しまして、先ほど言いました住民さんとの意見交換会の中で頂いた意見を皆で話し合いました。時間をしっかり考えて進行してほしかったなど、意見をたくさん頂いたのはいいが、答える時間を考えると、1回ではなくて回数を増やしていったほうがいいのか

いか。また、発言される一定の方の時間がちょっと長かった等々で、テーマを絞ったり、また回数を増やしたり、班を分けたり、様々な考え方ができるだろうということを次回へのテーマとして持っていきたいということをお話ししました。

こういう中で、12月議会を振り返ってということをご意見いただきながら、その他、何かありますかとというときに、議長・副議長の任期についてという話をしたいということをお委員さんから提案を受けました。

現在、議長・副議長等の任期というものは、申合せ事項。この申合せ事項というのは、条例等に定めのないものを必要に応じて申合せ事項として、みんなで申し合わせているというものなのですが、それが現在は、今の17期の議会の一番はじめに申合せ事項を世話人会で決めているという流れがあります。なので、この議会改革の委員会で決めたとしても、次、18期でどのように反映されるのかというのは、18期のスタートでまた決まるということをお前提として、それでも議会改革の一環として、議員同士で話し合ってもいいのではないかとという提案を頂いたので、3月議会の議会改革特別委員会で意見交換を行いましょうということになりました。

そして最後に、住民さんとの意見交換会のと時からいただいていたマスク着用についての情報共有を皆でして、この議会改革特別委員会を終了いたしました。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

— 休憩 10時50分—

— 再開 11時04分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案の審査結果の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

4番、加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 総務常任委員長報告に対しまして、まず、議第75号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての部分に対して、

反対の討論を行います。

今、物価高騰と国民生活の悪化が深刻になっております。この現状を打開するためには、賃上げを軸に実体経済を立て直すこと、とりわけ内需を活発にすることに本腰を入れることが必要になっております。日本経済の6割は個人消費が占めています。賃金を引き上げ、家計を豊かにし、個人消費を活性化することが実体経済を強くする道です。その立場から、職員の給料表と勤勉手当の改定を行い、給与を一部引き上げる議第76号につきましては賛成をいたしました。

では、なぜ特別職の給与等の引上げ案には反対をするのか。人事院勧告は、民間の給与の平均が上がったから、公務員給与も引き上げるとしています。しかし、それはあくまでも平均であって、全労働者ではありません。人事院の民間調査は、50人以上の事業所が対象であり、大企業と中小企業では大きな賃金格差があります。こうした現状と重ね合わせると、特別職の給与は、現状のままでも全労働者の平均賃金や町の一般職員の賃金よりも高い状況にあります。

また、藤澤前町政においては、その任期中、4期16年にわたって特別職3人が毎月の給与からその10パーセントをカットしてこられました。こうしたことを考慮し、今回の特別職の給与引上げは見送るべきだと考えます。最低賃金を1,500円に引き上げ、全ての分野の賃金を底上げし、特別職の給与も上げられるように頑張りたいと思います。

以上をもって、議第75号の反対討論といたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

**6番（後藤勇樹君）** それでは、私からは、議第75号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ただいま加藤議員のほうから反対討論がございましたけれども、私は、委員長報告に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。委員長報告といいましても、私が報告したわけでございますけれども。

今も藤澤直広前町長が給与を10パーセントカットしておられたという話が出ました。さらに、委員会の中ではそれを公約として掲げられていたという発言もございましたけれども、私、調べましたところ、藤澤前町長は、これを公約とおっしゃるのであれば、選挙公報などには載っておりませんので、当選された後に出されました町行政からの広報ひのにその旨が掲載されておりました。もし本当にこれを公約とおっしゃるのであれば、町の広報を使って公約をされたのであれば、これは職務権限の濫用であるというふうにも取ることができます。ですので、これが公約であるかどうかはまた別の話でありますけれども、このような対応を前町政がされたことと、現町長がされることとは何かの関連があるかということ、そこに関連は私

はないように思います。

また、今、加藤議員もおっしゃられましたように、世界的な情勢の中で燃料費、あるいは燃油費、こういったものが非常に高騰いたしております。また、生活費もそれに関連して高騰しております。そういう中で、一般公務員の給与を引き上げるというこの条件は、苦しい思いをするのは特別職の公務員も同じでございますので、特別職の公務員は困っていないくて一般職の公務員は困っている、こういうことではないというふうに私は思っておりますので、同じようにやっぱり対応すべきではないかというふうに思っております。

また、昨今の全国的な問題でありますけれども、地方議会におきましては、首長あるいは議員になる、こういう目標を持たれて、若くして立候補される方というのが非常に少なくなってきました、中には無投票になる、そういう自治体も増えております。こういった中で、特別職の給与を下げることがこの人たちにどのように映るかといいますと、さらに町長あるいは議員になる、こういう方の、立候補しようという若者の芽をさらにそいでいくことにつながるかということも私は危惧しております。

以上のことによりまして、私はこの議第75号、委員長報告のとおり賛成とさせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、請願の審査結果の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

4番、加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 引き続きまして、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所改善を求める意見書」提出を求める請願書、これを継続審議にする旨の報告に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

日野町議会には、2009年、平成21年以来、これまで4回にわたって同趣旨の請願が提出され、全て不採択になってまいりました。直近は2016年、平成28年の9月議会で、それ以来、既に6年が経過をいたしました。この間、この法律をめぐる問題とかでかなり大きな変化が出てまいりました。特に、ジェンダー平等を求める運動の高揚、あるいは全ての事業者に記帳が義務づけられるようになったことなど、このようなことがあって、家族従業者の労働による給与、対価を必要経費と認めない第56条の時代遅れの法律の問題点、これが改めて指摘されるようになりました。

この条文の最大の問題点は、家族従業者の給与を経費と認めない、つまり夫婦や親子など家族と一緒に働いていても、その給与は必要経費として認められないため、実際に働いているという事実さえも法律上認められていない、この点です。この点に対しまして、次の57条による青色申告をしたら、家族従業者の給与を経費に認めるという条項があるから、青色申告をすればよいのだというような意見が多く出さ

れました。当町でのこれまでの審議の経過などでも、そのような形での不採択が多く行われてきました。

56条の規定は、一部の中小業者が、家族の給与を支払う形を取って、意図的に所得分割を行い、税金逃れをするのを防止するためにあるなどという論があつて、当町でもこの点を中心に反論がなされてまいりました。しかし、一部の意図的脱法行為を防ぐとして、実際に真面目に働いている家族の給与まで否定する条文は、これは家族労働者の基本的人権を侵害しています。なぜこのようなことになっているのか。

根底には、この法律がつくられたそのいきさつが考えられます。この法律の前身は、1887年、明治20年ですが、そのときに制定されました所得税法、この精神を戦後も受け継いでいる。まさにこれは、戦前の家父長制の下で、家長が一家の全財産を一括して所有するという家制度に基づいたものに起因をしているからであります。こうしたことが、昨今のジェンダー平等思想の普及により、問題点としてクローズアップされてきたという側面がございます。

前回提案時よりも、全国的にも、県内でもこの請願の採択が増えてきております。今年の6月末現在、全国で562自治体、県内でも愛荘町、米原市、野洲市、多賀町、それに合併前の旧安土町で同趣旨の意見書が採択をされています。先ほど申し上げました562という数字は、採択後合併の自治体は除いたものです。

委員長報告では、十分な理解が進んでいないという理由で、提案されました請願に対する継続審議の結論には、到底承服できません。住民から出された請願を速やかに採択されますよう求めて、委員長報告への反対討論といたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ございませんか。

9番、谷 成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 私は、委員長報告に賛成の立場で、継続審査を求める立場で討論をさせていただきます。私は、民主商工会の滋賀県連合組織である滋賀県商工団体連合会の婦人部協議会と日野町河原の深井重代氏より提出された請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書について、継続審査を求める立場で討論させていただきます。

事業所については、個人事業者が売上げおよび必要経費を適切に記録・記帳して、適正な申告が行われることを推奨する観点から青色申告制度を設け、各種の税制上の優遇措置の適用を求めております。しかしながら、青色以外の一般の個人事業者においては、民商さんなどに加盟して、記帳や記録などを徹底されている方ばかりではなく、その保存の程度が十分ではない事業所も存在し、対価の支払い状態についても、必ずしも確認できるとは限らず、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止することが大変難しい場合があることも事実です。このような観点から、

所得税の計算上、家族従業員に対する給与の必要経費算入は認められないことになっております。その一方で、所得税法、この規定を原則としつつも、事業に専従する親族である場合の必要経費の特例等の規定として第57条を設け、青色申告者については、記帳等により家計と事業の分離や給与支払いの実態を確認可能であることから、家族従業員の給与の実額による経費算入を認めております。

内閣府の男女共同参画局が進める女性活躍の促進施策などにより、女性の社会進出が一般化し、働き方の多様化、専門性も増していることから、恣意的な所得分割を防止しながら、親族間の取引を認めることができる新たな方法を引き続き検討する必要がありますと思いますが、課税の公平性の観点から、私は単に所得税法第56条だけを廃止するのではなく、現時点においては、青色申告の活用を推進すべきであると考えます。

以上のことから、この請願第8号については、当日野町議会においても、さらなる協議を行っていく必要があると考え、継続審査とすることが妥当であると考えます。

なお、今回の請願審査にあたっては、紹介議員および同じ共産党会派の年長議員より、議会外からの参考人を招致したいとの申出がありました。委員会への参考人招致は、事前に委員会の場で協議し、承認を受けておく必要があります。紹介議員にはその点を周知いただくようお願いいたします。

以上、本請願第8号に対し、継続審査を求める討論とさせていただきます。議員の皆様のご賛同を頂きますようお願い申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ございませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決をいたします。

ただいま、議第75号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論がございました。

また、請願第8号（国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書）の委員長報告は継続審査に対して、反対討論がございました。

お諮りいたします。議第68号から議第74号までおよび議第76号から議第83号まで（日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか14件）については、別に反対討論がございませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。



各案に対する委員長報告は、議第68号から議第74号までおよび議第76号から議第83号まで（日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか14件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第68号から議第74号までおよび議第76号から議第83号まで（日野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてほか14件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第75号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第75号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、請願第8号（国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書）について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は継続審査であります。本請願は委員長報告のとおり継続審査に賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立多数であります。よって、請願第8号（国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書）については、委員長報告のとおり、継続審査と決しました。

日程第3 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ印刷配付の議員派遣一覧表のとおり議員派遣をすることにいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定してまいります。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、地方創生特別委員会、議会改革特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

**町長（堀江和博君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、一般会計、特別会計補正予算案をはじめ、人事案件、条例の制定および改正などにつきまして、慎重なご審議を賜り、全議案可決を頂き、厚く御礼を申し上げます。

また、令和3年度の各会計決算につきまして認定を頂き、ありがとうございます。

さて、今年は新型コロナウイルスの変異株の発生や流行の波を繰り返し、なかなか収束しないものの、感染対策をしながら3年ぶりに開催される行事が数多くあり、町民の皆様の笑顔と地域のにぎわいが戻りつつあることが感じられた1年となりました。

また、医療関係者の皆様、町民の皆様のお力添えのおかげでワクチン接種事業を進めることができ、無事に新年を迎えることができることに感謝をいたしております。今後も町民の皆様のご暮らしと命を守り、地域経済、暮らしに寄り添う施策に取り組んでまいりたいと思います。

12月11日には、子育て応援フードドライブ+αが開催されました。日野町の子育てを応援される各種団体が実行委員会を組織して実施され、住民の方から提供いただいた食料品や日用品、学用品などを必要とされる人にお届けするもので、日野高校生も加わっていただき、心温まる活動をしていただきました。

さて、年末年始の主な行事予定でございますが、12月29日、30日には、日野町消防団の皆様による年末特別警戒が実施されます。この時期になりますと、空気が乾燥する上、暖房器具や火気を使用する機会が増えることから、火の元の取扱いには十分お気をつけいただきたいと思っております。

元旦には、日野町連合青年会主催による第42回町民年賀状展表彰式が馬見岡綿向神社で開催予定であります。

また、1月4日には新年あいさつの会がわたむきホール虹で、1月8日の午前には日野町二十歳のつどいがわたむきホール虹で、午後から滋賀県消防協会日野支部消防出初式が日野公民館で開催予定でございます。

来年の干支は卯でございます。穏やかで温厚な性質とともに、その跳び姿から飛躍、向上を象徴するとされております。コロナ禍を跳び越え、町民の皆様、議員の皆様と力を合わせて引き続き努力していき、穏やかな笑顔があふれる1年にできればと思っております。

さて、今年も残すところあと僅かとなってまいりました。議員の皆様には、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられますとともに、来る令和5年が良い1年となりますことを心からご祈念申し上げまして、令和4年第8回定例会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 去る12月1日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

本年も、余すところあと僅かとなってまいりました。現下の新型コロナウイルス感染症については、いまだに収束が見られず、各方面においては感染対策に引き続きご尽力を頂いております。関係者の皆様に改めて敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

一方、新型コロナウイルス感染症に対する向き合い方も徐々に変化が見られ、人々の行動も、適切な感染対策を取った上で、社会生活や経済活動を活性化させる方向に移行しつつあります。

本議会におきましても、コロナ禍でしばらく中断をしておりました住民の皆さんとの意見交換会を去る11月22日に再開させていただきました。意見交換会で頂きました貴重なご意見を、今定例会においても一般質問で町の考え方や方針を問いただすなど、早急にまちづくりに生かせるよう取り組んでおります。

意見交換会にご来場いただいた多くの方々から様々なご意見やご要望を頂く中で、住民を代表する二元代表制の一翼を担う責務を痛感したところであります。住民の皆さんが求めるまちづくりのために、議会および議員がそれぞれの使命を果たすため、一丸となって住民の期待に応えられるよう、引き続き取り組んでいく所存でございます。

これから年末年始にかけて、一段と寒さが増してまいります。くれぐれもご自愛いただきながら、令和5年の輝かしい新春をご家族おそろいでお迎えいただくことをご祈念申し上げます。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和4年日野町議会第8回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでした。

一 閉 会 1 1 時 3 1 分 一

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 高橋 源三郎

署名議員 齋藤 光弘